

昭和35年毎月勤労統計地方調査年報

毎月勤労統計地方調査の説明

1. 調査の目的

この調査は統計法に基く指定統計であつて雇用、給与及び労働時間について毎月三重県における変動を明らかにすることを目的としている。

2. 調査の対象

この調査の対象は、鉱業、建設業、製造業、卸売・小売業、金融保険業、不動産業、運輸通信業、電気・ガス・水道業、サービス業（一部）において常時30人以上の常用労働者を雇用する全事業所とし、その中から抽出された約300事業所、常用労働者約83,000人について調査を行っている。

3. 調査事項の説明

(1) 現金給与額

現金給与額とは所得税、貯金、組合費、購買代金等を差引かない以前の総額のことである。

「きまつて支給する給与」とは労働者の行つた労働に対し、或は労働者の状態に従つて労働契約、団体協約、或は事業所の給与規則等によつて予め定められている支給条件、算定方法によつて支給される給与のことである。

「特別に支払われた給与」とは調査期間中に一時的又は突発的理由に基いて、予め定められた契約や規則等によらないで、労働者に現実に支払われた給与又は新しい協約によつて過去に遡つて算定された給与の追加額がこの期間中に現実に支払われた場合の金額のことである。又年末手当や結婚手当等支給条件、支給額が労働協約等によつて予め確定していても、非常に稀に支給されるものであり、支給事由の発生が不確定であるから「特に支払われた給与」に含める。「現金給与総額」とは「きまつて支給する給与」と「特別に支払われた給与」の合計額である。

(2) 出勤日数

調査期間中に労働者が実際に出勤したことである。有給であつても事業所に出勤しない日は出勤日にはならないが、午前0時から午前12時までの間で1時間でも就業すれば出勤日となる。

(3) 実労働時間数

調査期間中に労働者が実際に労働した時間数のことである。休憩時間は給与が支給されていると否とに拘らず除かれるが、鉱業の坑内夫の休憩時間及び運輸関係労働者の手待時間は含める。本来の職務外とて行われる当宿直の時間は含めない。

「所定内労働時間数」とは事業所の就業規則で定められた正規の始業時間と終業時間との間の労働時間数のことである。

「所定外労働時間数」とは早出、残業、臨時の呼出、休日出勤等の労働時間数のことである。

「総実労働時間数」とは「所定内労働時間数」と「所定外労働時間数」の合計である。

(4) 労働者

この調査で労働者とは、生産労働者、管理事務及び技術労働者の双方を含めた常用の雇用労働者並びに臨時及び日雇労働者のことである。重役や理事者であつても事務職員を兼ねて一定の職務に従事し、一般職員と同じ給与規則によつて給与を受ける者、又前2ヶ月の各月において18日以上、又は前6ヶ月において通算して60日以上同一事業主に雇用された臨時及び日雇労働者は常用労働者として含める。

(5) 結果算定の方法

事業所よりの毎月の報告を集計して、産業、労働者の種類及び性別に労働者数、1人平均月間現金給与額、出勤日数及び実労働時間数を規模30人以上の常用労働者を雇用する全事業所に対応するものとして次の通り推計する。

産業及び規模別の労働者数、現金給与額、出勤日数及び実労働時間数の調査延数にそれぞれの推計比率（前月末推計労働者数÷前月末調査労働者数）を乗じて産業及び規模別推計値を算出し、これを加算した産業計及び規模計の推計値を前月末及び本月末推計労働者数の和半にて除して1人平均月間現金給与額、出勤日数及び実労働時間数を算出する。